

2023年6月1日

緒方 法親 殿

このたびは、本学招へい教員（招へい教授）への就任につきまして、ご多忙にもかかわらずご快諾をいただきまして、誠にありがたく厚くお礼を申し上げます。

早速ではございますが、ご指導をお願いするにあたり、下記のとおりお知らせいたしますので、何卒よろしくお願ひ申し上げます。

記

1. 招へい部局（従事いただく場所）

大学院工学研究科 生物工学専攻

2. 報酬について

無報酬でお願いいたします。

3. 従事いただく期間

2023年6月1日 から 2024年3月31日 まで

4. 災害補償について

業務従事中に生じた災害については、本学が加入した損害保険の範囲内で補償を行います。

5. その他

上記以外の事項については、国立大学法人大阪大学招へい教員等の受入れに関する規程により取り扱われることとなります。

国立大学法人大阪大学大学院工学研究科長

桑畑 進 公印省略

## 国立大学法人大阪大学招へい教員等の受入れに関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、国立大学法人大阪大学（以下「大学」という。）における教育・研究活動を推進するため、当該活動に無報酬で従事する教員及び研究員（以下、これらの者を総称して「招へい教員等」という。）を大学が受け入れる場合の取扱いについて定めることを目的とする。

### (選考)

第2条 招へい教員等の受入れに係る選考は、部局等の教授会（教授会に準ずる機関を含む。以下同じ。）が、当該教授会の定める基準に基づき、これを行う。

### (受入れの期間)

第3条 招へい教員等の受入れ期間は、1か月以上1年以内の期間で、受入れの都度これを定める。

2 前項の規定にかかわらず、部局等の教授会が必要と認めるときは、1年を超える期間で受け入れることができるものとする。

### (受入れに係る条件に関する文書の交付)

第4条 招へい教員等を受け入れる際には、次の条件に係る事項を記載した文書を、当該招へい教員等に交付する。

- (1) 無報酬であること
- (2) 受入れ場所に関する事項
- (3) 受入れの期間に関する事項
- (4) その他必要な事項

### (提出書類)

第5条 招へい教員等となる者は、大学が必要と認める書類を大学に提出しなければならない。

2 前項の書類の提出を怠ったとき、又は当該書類に不実の記載があったときは、招へい教員等としての受入れを行わないことがある。

3 第1項の提出書類の記載事項に変更があったときは、その都度、速やかにこれを大学に届け出なければならない。

### (遵守義務)

第6条 招へい教員等は、大学の定める規則等を遵守しなければならない。

### (守秘義務)

**第7条** 招へい教員等は、教育・研究活動上知ることのできた秘密を他に漏らしてはならない。ただし、法令に基づく証人又は鑑定人等として、大学の許可を得て証言する場合は、この限りでない。

2 前項の規定は、招へい教員等としての受入れが終了した後も、これを適用する。

**(損害賠償)**

**第8条** 大学は、招へい教員等が故意又は過失により大学に損害を与えた場合には、その損害の全部又は一部について、賠償を求めることがある。

**(教育・研究活動の禁止)**

**第9条** 招へい教員等が次の各号のいずれかに該当する場合には、その教育・研究活動を禁止することがある。

(1) 本人、同居人又は近隣の者が感染症にかかるか、その疑いのあるとき。

(2) 教育、研究活動を継続すれば、病勢が悪化するおそれのあるとき。

(3) 前2号に準ずる事情が存するとき。

2 前項第1号又は第2号に該当する場合には、直ちに部局等の長に届け出て、その指示に従わなければならない。

3 前2項に規定するもののほか、教育・研究活動の禁止に係る措置について必要な事項は、別に定める。

**(出張)**

**第10条** 教育・研究活動上必要がある場合は、大学は招へい教員等に対して出張を依頼することがある。

2 前項の出張に要する費用については、別に定める。

**(称号の付与)**

**第11条** 総長は、招へい教員等のうち、大学の教授又は准教授に準ずる資格を有すると認められる者として部局等の教授会から推薦のあったものについて、招へい教授又は招へい准教授の称号を付与することができる。

2 前項の称号を付与したときは、第4条に定める文書にその旨を記載するものとする。

**(受入れ細目)**

**第12条** この規程に定めるもののほか、招へい教員等の受入れに関し必要な事項は、別に定める。

**附 則**

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

**附 則**

この改正は、平成16年10月1日から施行する。

**附 則**

この改正は、平成19年4月1日から施行する。

**附 則**

この改正は、平成19年6月20日から施行する。

**附 則**

この改正は、平成30年4月1日から施行する。